

第9回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成20年2月12日(火)午後3時00分から午後4時50分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

石井精二, 小松一雄, 財前博, 能登原勉, 原村憲司, 村木ひろ子, 山中英子, 山中恵子, 山本喜代治(五十音順, 敬称略)

(庶務)

総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所委員会委員長あいさつ

(3) 委員の紹介

(4) 委員長代理の指名

委員長は, 委員長代理に山中恵子委員を指名した。

(5) 協議

利用しやすい裁判所にするための方策について - 広報活動を中心として -

(出された意見等の要旨)

(以下, 発言者は, :委員長, :委員, :庶務等で略記する。)

【4階書記官室の受付カウンター, そこで行われる家事手続案内について】

受付カウンターについて, カウンターの間仕切りが低くオープンすぎ, プライバシーの確保の点等で配慮が必要ではないかという御意見をいただき, 当庁で改善策を検討した結果, 可能な限り本年3月末までには, 当事者等のプライバシーに配慮した間仕切りを設置するよう計画している。

ところで, 家庭裁判所の窓口では, 家庭裁判所の手続を利用しやすいものとするために家事手続案内を行っている。家庭裁判所発足以来, 昨年までは, 「家事相談」という名称を用いた家事手続の窓口であったが, 平成20年1月1日から「家事手続案内」という名称に変更された。これは, 従来の「家事相談」という名称では, 国民から, 具体的な裁判所の判断内容に関わる法律相談や身の上相談ができるのではないかと誤解されていた面もあったため名称が変更された。

なお, これまでも, 家庭裁判所の窓口では, 家庭内や親族間の問題を解決するために, 家庭裁判所の手続を利用できるかどうか, 利用できる場合にはどのような申立てをすればよいかなどの手続の説明, 教示をしていた。家庭裁判所を利用される方が申立手続を円滑に行えるよう, 各種手続について案内し, 申立てに当たっての手続費用や添付書類, 申立

て後の手続の流れについて、事件として申立てがある前の段階で行われる手続案内に止まり、内容によっては、家庭裁判所では取り扱えないものもあるため、その解決にふさわしい社会福祉機関や公共機関なども教示していた。このスタンスは、家事手続案内に名称が変更されても変わらない。家庭裁判所の窓口で来庁者の有する問題について、その解決を図るというものではない。

本日初めて裁判所委員会に参加して、家庭裁判所の庁舎を案内していただいたが、その際の人事訴訟などの説明や、ただ今の家事相談、家事手続案内についての説明など、その言葉の語彙の一つ一つの意味、違いについて理解できなかった。まさに広報活動の問題であるが、そここのところを根本的に考えないと、いつまでたっても一般の人の誤解は解けないし、身の上相談を目的に来庁する人は今後もいるのではないかと感じた。

人事という言葉は一般で言うところの人事と意味が違い、家庭裁判所で行うのは身分関係を指す。その他にもいろいろ世間での使い方と違い、法律のなかだけの用語もあることから、御指摘の点は工夫していかなければならない。

「家庭裁判所のあらまし」にも家事相談のことは出ているが、「相談」という文言を一切使わないということであるが、家庭裁判所を訪れた人が抱えている問題を裁判手続の中でどうしたらいいのか、親身になって相談に乗ってあげるといことも必要ではないか。

実際に相談に応じている立場からは、来庁者が裁判所に何を求めたいのかきちんと尋ねるように心掛けている。こうしてもらいたいということがはっきり分かってきたとき、裁判所のどの手続に乗せられるかということをおアドバイスする。したがって、その時点で、他の機関を利用した方が良く判断した際は、該当機関を紹介し、家事手続による解決が可能と判断した際は、各種手続を紹介し、それぞれの手続の内容、違いについて説明している。

裁判所は、公平中立の立場であるため、弁護士に相談するような法律的な回答はできない。実際には手続を教示するために中身に入って話を聞くということもあるが、人生相談や法律相談ではないことを明確にするために名称を変更したということである。

確かに「家事相談」であれば、相談の中身、内容に関わる印象を受ける。

来庁者に手続の教示を行う際、その主張が現時点において、権利として認められるということにはならないということは、常に説明しているが、なかには、申立書を作成すると自分の権利がすべて認められたと誤解する人もいる。それだけ、裁判所に来庁し、手続をするというプレッシャーは大きいということは窓口担当者としても理解できる。

4階書記官室の受付カウンターについては、裁判所からの説明のとおり、改善する方向であるが、この点について何か意見等はあるか。

受付カウンターを本日初めて見学させていただいたが、確かにオープンスペースで、入室するのに相当勇気がいるということを感じた。

裁判所に来庁する人は、自分の問題解決について、どこに行ったらいいのかがよく理解できていないのではないか。実際に、長崎家裁・簡裁庁舎でも、階ごとの案内を見て、各階で何を行っているかやっと分かる感じである。

書記官室に入室する際、以前は視線が集中していたが、最近はそういうことがなくなった気がする。これは、気のせいなのか、それとも前回の家裁委員会以降、職員に対し、あまり見ないように指導したからなのか。また、総合案内という点では、法テラスが、何処に相談に行ったらいいのか分からない人の窓口となり、そこで相談を担当している。本来は個々の内容を聞いて、各機関に振ればいいが、事実上内容まで踏み込んで聞いた場合は、確実に回答できることは回答するようにしているが、身の上相談になってくることもある。家庭裁判所も家事手続案内としないと、来庁者は、家事相談に具体的な資料を持参し、詳細な話をするため、細かく聞かないと的確な回答ができないことになる。それを家庭裁判所に求めるのは無理がある。

受付カウンターの入り口は、間口が狭いためどうしても職員の視線が集中することがあり、前回の委員会以降、職員には、あまり間口を集中して見ないようにという話はした。

ところで、1月の手続案内件数は、1月4日から仕事始めということもあり、思ったほど件数が伸びていない。手続案内の結果については、申立教示が半数以上ある。1月中に手続案内で来庁者がなかった日は1日だけである。

1月の手続案内件数の中で、裁判所の手続を知ったきっかけとして、本やインターネットで知ったというのが2件しかなく、少ないという印象である。これは、インターネットの需要が少ないのか、それともインターネットで調べた上で、もっと詳しく聞きたいということに来るのか分からないが、手続案内ということであれば、インターネットの案内で相当程度できるのではないか。

来庁者の中には、手続を説明している際に、裁判所のホームページから書式をプリントアウトして持参される人もいるため、実際に2件という数字は信じられないところである。

成年後見制度を目的として手続案内を利用される方はどういった人が多いか。

高齢化社会を反映し、手続案内に来庁される方も60代が多い。内容的には、ほとんどが施設入所関係で契約をしなければならなかったり、銀行等から成年後見制度を利用しないと取引ができないという説明を受けたりして来庁されることから、徐々に成年後見制度も広く利用されてきている。

なお、成年後見制度の利用を目的に来庁される方の多くは、制度の内容等について理解されている。成年後見制度については、参考となる書籍も多数出回っているが、裁判所において成年後見制度に関する説明ビデオを随時上映している。それを見ていただければ理解しやすい。また、手続をされる方のために申立用紙も簡便なものを用意し、手続が分かりやすいようにQ & A等も用意している。

家裁に来庁される方で、刑事関係の相談等はないのか。

DV関係での相談来庁者はいる。相続関係で、勝手に預金通帳等を持ち去ったとか、現金がなくなったとかで来庁される方もいるが、そういう場合には、事実であると主張されるのであれば関係機関への相談を促す。相続関係における遺産分割の問題などについては、家裁で手続案内を受けられるが、刑事事件については窓口が違うという説明は行っている。窓口でそれは刑事事件に当たるから告発しなさいとかは指導していない。

成年後見での相談においては、その制度を利用しないと銀行等での手続ができないから助けが欲しいという人が手続に来るといふことか。私は成年後見制度に乗ってこの人を助けたいという人が来るわけでないといふことか。

被後見人は意思能力がない人などであり、話もうまくできないし、なかには裁判所に来れない人もいる。その人をお世話している人であり、親族が多い。

成年後見というのは本人の意思能力がなくて、本人は何もできないため、本人のために施設への申込み等をするなど、家族等の後見人が制度を利用して本人に代わって財産の管理をしたりする制度が成年後見という制度である。選任される後見人は、被後見人の家族の場合もあるし、弁護士等の第三者の場合もある。

【長崎家裁で計画している広報活動（少年模擬審判）の概要について】

法教育に関する広報活動の一環として、高校生に出演してもらって少年模擬審判を3月10日の午後に実施する。

当日は、少年審判の開始から最終の処分の決定までの流れを高校生に演じてもらうことを計画している。少年模擬審判を実施するのは、当庁では初めての試みである。今回の模擬審判は、長崎県立長崎西高校の1年生に、裁判官を含む配役のすべてを当庁で用意したシナリオに基づいて演じてもらい、家庭裁判所の役割や少年審判について理解してもらうことを目的としている。長崎西高校とは既に調整済みであり、実施に向けて準備を進めているところである。今回の模擬審判については、マスコミにもお願いし、取材をしていただき、テレビや新聞等にも取り上げてもらい、対外的な広報活動に繋がりたいと考えている。模擬審判の実施前の3月5日には、少年事件を担当する裁判官と家庭裁判所調査官が、長崎西高校に赴き、少年審判に関する出前講義を行い、模擬審判前に、少年審判の概略を理解してもらうことを計画している。また、模擬審判当日は、実施前に、高校生に、審判廷などを見学してもらい、少年審判に対する臨場感を高め、模擬審判に臨んでももらうことを予定している。模擬審判終了後には、参加してもらった高校生から、審判や家庭裁判所の職員について質問等を受けることを計画している。

家庭裁判所は、地方裁判所と違い、手続の大部分が非公開であり、公開されているのは人事訴訟のみである。家事調停、家事審判、少年事件についてはすべて非公開であるため、なかなか、家庭裁判所は一般には馴染みにくいところがある。高校生など社会科の授業で裁判所へ行こうとなれば地方裁判所となるし、大学の学生が裁判を傍聴する、あるいは一般の方が例えば公民館講座などで庁舎見学等を行う場合にもどうしても地方裁判所となって、家庭裁判所はなかなか知っていただけないということもあり、今回、少年模擬審判を実施することにし、高校生のみなさんに協力してもらって行うことにしている。引き続き、できれば模擬調停も取り上げたいと思っている。

今回実施する少年模擬審判については、広く一般の方々に呼びかけるということはないのか。

今回は広く一般の方々に呼びかけるということはず、特定の高校に協力を依頼した。

今回の模擬少年審判は、裁判官、少年、少年の両親、家庭裁判所調査官、裁判所書記官

及び鑑別所職員をシナリオに基づいて高校生に演じてもらおうと思っている。また、ナレーションも入るため、ナレーターも高校生に行ってもらおうことを予定している。また、処分の決定については、見学者を含めて意見を聴くことを予定している。

シナリオは予め配役の高校生には配布するが、裁判官が処分を言い渡す部分は空白にしておき、皆さんで処分について考えていただく場は設けたいと思っている。今回の少年模擬審判は、どういう手続が行われているのかを知っていただくのが中心であり、考えて演じていただくところまでは予定していない。

時間があれば是非、傍聴者も含めて、どんな処分が妥当なのかディスカッションするということできれば非常におもしろいし、法教育にも大変役立つと考える。

今のところは、処分の決定について、挙手をしてもらう程度を考えていたが、御意見を参考にして、再度検討したい。また、模擬の審判が終わった後、時間を取って、質疑応答、意見や感想を述べてもらうことを予定している。

家庭裁判所では、昨今の少年事件の様々な問題点、いじめなど複雑な事情が背景にあるような深みのある事例での模擬審判とその処分決定についての議論があると認識も深まるのではないかと思う。

初めての試みであり、今回は、少年審判手続の大まかな流れを知っていただくことを目的としている。法教育の一環としてどこにポイントを絞るか、今後続けていく中で、どのような背景事情を取り入れてシナリオを作成するかは、今後考えていくことになる。

せっかくの企画であり、いじめ問題についても、現実に多いこともあることから、シナリオに取り入れていくこともいいのではないか。

少年模擬審判のシナリオについては、本日いろいろと御意見を伺ったことを参考に完成させていきたい。

【広報活動全般について】

家庭裁判所を活性化するということとはいったいどういうことなのか。こういう場で我々は何を議論するのか。委員会の基本的な位置付けと何を指して議論すればいいのかについて伺いたい。

家庭裁判所を利用しやすい機関にするためにはどうすればいいか。活性化という点は、この委員会を活性化させるという意味である。広報の在り方という問題もあるが、まずは、何のために広報をするのかという基本的なスタンスをきっちり押さえておく必要がある。広報活動の目的について裁判所はどのように考えているのか。

家庭裁判所を利用しやすくするという点について、家庭裁判所の手続を利用することによって抱えている問題を解決できる人たちが、実際には家庭裁判所まで来られていないのではないかという問題意識を持っている。家庭裁判所では何をやっているかということが問題を抱えている人たちに分かれば、家庭裁判所の手続を利用し、問題解決を図っていただくことができる。このように家庭裁判所が何をしているのかということに関する一般の理解を広め、家庭裁判所へのアクセスをよくすることが、家庭裁判所が行う広報活動の中心的な目的であると考えている。

法というルールによって救済されるべき人が救済から漏れてしまう、あるいは泣き寝入りしてしまう人をいかに減らすか、そのために裁判所を大いに利用してもらおう。裁判所を大いに利用してもらおうためには裁判所のことをよく知ってもらおう。裁判所として何ができるのかということ、実際に利用したときにどうなるのかということをよく知ってもらおう。当然裁判所をPRするということは、その先に法の支配の貫徹という高い理念があるということを通認識として持っていく必要がある。

家庭裁判所は、家庭に関する事件や少年事件を取り扱っているが、今の社会、今の時代は、成年後見制度など典型的であるが、家庭裁判所が果たしていく役割は非常に大きい。裁判所というどうしても敷居が高い、なるべく行きたくないと思われがちであるが、何かの時に、裁判所を気軽に利用していただくことは非常に大事なことである。一方で家庭裁判所は、公開の手续がほとんどないため国民に知っていただく機会が少ない。そのため、広報活動を意識的やっていくことが必要である。

外部機関への出張講義については、これからも積極的に数多く行ったり、ホームページなどを利用して宣伝していくなど家庭裁判所をアピールする必要がある。

一般市民に対してどういう広報活動を行っていったらいいのか。市民、県民には十分浸透していない。

外部への出張講義も広報活動の一環であるが、長崎家裁のホームページ自体での情報発信はあまりやっていない。他に憲法週間や法の日週間の際に無料法律相談を実施する際に各市町の広報誌に取り上げてもらったり、家裁調査官の受験案内などを裁判所で行っている。確かにいろいろ不十分なところはあると感じている。

(6) 次回のテーマ

テーマについては、これまで、広報活動に関して2回に亘って取り上げてきたため、今回は違ったテーマで協議いただきたい。何かあるか。

少年模擬審判の総括、反省も含めながらやっていくこともいいのではないか。

成年後見制度については、今の時代を映し出すものとしてやっていただきたい。

いくつか御意見を出していただいたが、後日改めて御意見を伺った上で次回のテーマを決定したい。

(7) 次回の予定

ア 日程

平成20年9月24日(水)午後1時30分から

イ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(8) 閉会

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成20年2月12日現在

長崎地方検察庁検事正	荒 木 俊 夫
長崎県弁護士会所属弁護士	石 井 精 二
長崎家庭裁判所長	小 松 一 雄
長崎放送株式会社取締役報道局長	財 前 博
医療法人厚生会 道ノ尾病院顧問	能登原 勉
長崎家庭裁判所裁判官	原 村 憲 司
長崎商工会議所女性会監事	
株式会社矢太樓 女将	村 木 ひろ子
社団法人成年後見センター・	
リーガルサポート長崎支部副支部長	
長崎県司法書士会所属司法書士	山 中 英 子
長崎県男女共同参画推進センター長	山 中 恵 子
県立長崎シーボルト大学	
国際情報学部国際交流学科 教授	山 本 喜代治